

HTNet Cloudサービス契約約款

平成24年3月

北陸通信ネットワーク株式会社

目次

第1章 総則

| | | |
|-----|-------|---|
| 第1条 | 約款の適用 | 3 |
| 第2条 | 約款の変更 | 3 |
| 第3条 | 用語の定義 | 3 |

第2章 HTNet Cloud サービスの提供区域

| | | |
|-----|-----------------------|---|
| 第4条 | HTNet Cloud サービスの提供区域 | 4 |
|-----|-----------------------|---|

第3章 契約

| | | |
|------|--|---|
| 第5条 | 契約の単位 | 5 |
| 第6条 | HTNet Cloud サービス契約申込の方法 | 5 |
| 第7条 | HTNet Cloud サービス契約申込の承諾 | 5 |
| 第8条 | 最低利用期間 | 5 |
| 第9条 | HTNet Cloud サービス契約内容の変更 | 5 |
| 第10条 | サービス利用権の譲渡禁止 | 5 |
| 第11条 | HTNet Cloud サービス契約者が行う HTNet Cloud サービス契約の解除 | 5 |
| 第12条 | 当社が行う HTNet Cloud サービス契約の解除 | 5 |
| 第13条 | その他の提供条件 | 6 |

第4章 契約者の義務

| | | |
|------|------------------------------|---|
| 第14条 | 利用に係る HTNet Cloud サービス契約者の義務 | 7 |
| 第15条 | アカウント及びパスワードの管理 | 7 |
| 第16条 | ソフトウェア等の管理 | 7 |
| 第17条 | 必要情報の提供 | 7 |
| 第18条 | 電子メールによる応答義務 | 8 |
| 第19条 | 技術基準の維持 | 8 |

第5章 付加機能

| | | |
|------|-------------|---|
| 第20条 | 付加機能の提供 | 9 |
| 第21条 | 付加機能の最低利用期間 | 9 |
| 第22条 | 付加機能の解約 | 9 |

第6章 附帯サービス

| | | |
|------|--------|----|
| 第23条 | 附帯サービス | 10 |
|------|--------|----|

第7章 提供停止等

| | | |
|------|---------|----|
| 第24条 | 利用の一時中断 | 11 |
| 第25条 | 提供中止 | 11 |
| 第26条 | 提供停止 | 11 |
| 第27条 | 利用の制限 | 11 |
| 第28条 | 提供の廃止 | 12 |

第8章 料金等

| | | |
|------|-------------------|----|
| 第29条 | 料金及び工事や手続き等に関する費用 | 13 |
| 第30条 | 月額料金の支払義務 | 13 |
| 第31条 | 工事費の支払義務 | 13 |
| 第32条 | 料金の計算方法等 | 13 |
| 第33条 | 割増金 | 14 |
| 第34条 | 遅延損害金 | 14 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 第9章 データ・ソフトウェア等の取り扱い | |
| 第35条 ソフトウェアの著作権等 | 15 |
| 第36条 データ等の取り扱い | 15 |
| 第37条 OSの再インストール | 15 |
| 第38条 運用管理・データの利用等 | 15 |
| 第39条 ソフトウェアの更新等 | 15 |
| 第40条 データ・ソフトウェア等の消去 | 15 |
| 第41条 解除時のデータ・ソフトウェア等 | 15 |
| 第10章 保守 | |
| 第42条 修理又は復旧の順位 | 16 |
| 第11章 損害賠償 | |
| 第43条 賠償額 | 17 |
| 第44条 免責 | 17 |
| 第45条 第三者利用 | 17 |
| 第46条 利用責任 | 17 |
| 第47条 契約者情報の保護 | 17 |
| 第12章 雑則 | |
| 第48条 承諾の限界 | 18 |
| 第49条 特約条項等 | 18 |
| 第50条 法令に規定する事項 | 18 |
| 別記 | |
| 1 氏名等の変更 | 20 |
| 2 HTNet Cloudサービス契約者の地位の承継 | 20 |
| 3 HTNet Cloudサービスの禁止事項 | 20 |
| 4 管轄裁判所 | 21 |
| 5 ドメイン名に係る申請手続きの代行等 | 21 |
| 6 サーバ証明書に係る申請手続きの代行等 | 21 |
| 7 新聞社等の基準 | 22 |
| 8 料金請求書等の発行 | 22 |
| 9 支払い証明書等の発行 | 22 |
| 料金表 | 23 |
| 通則 | |
| 第1表 料金 | 26 |
| 第2表 工事に関する費用 | 33 |
| 第3表 附帯サービスに関する料金 | 37 |
| 付則 | 38 |

第 1 章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、このHTNet Cloudサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、この約款に基づき、HTNet Cloudサービス、付加機能、HTNet Cloudサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。約款の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を告知あるいは通知するものとします。ただし、この告知あるいは通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用 語 | 用 語 の 意 味 |
|----------------------|---|
| 1 HTNet Cloudサービス | サーバ装置及びサーバ装置に付随するコンピュータプログラム等を使用して行うサービス |
| 2 サーバ装置 | HTNet Cloudサービスを提供するために当社が設置するハードウェア装置であって、情報の蓄積又は転送等を行うもの |
| 3 負荷分散装置 | HTNet Cloudサービスを提供するために当社が設置するハードウェア装置であって、複数のサーバ装置に情報を転送して応答速度を保つためのもの |
| 4 HTNet Cloudサービス契約 | 当社からHTNet Cloudサービスの提供を受けるための契約 |
| 5 HTNet Cloudサービス契約者 | 当社と HTNet Cloudサービス契約を締結している者 |
| 6 ドメイン名 | 株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称 |
| 7 独自ドメイン名 | HTNet Cloudサービス契約者が所有するドメイン名 |
| 8 仮想装置 | サーバ装置を論理的に分割し、HTNet Cloudサービスを提供するもの |
| 9 消費税相当額 | 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

第2章 HTNet Cloudサービスの提供区域

(HTNet Cloud サービスの提供区域)

第4条 当社が提供するHTNet Cloudサービスの提供区域は、日本国内とします。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、料金表第1表第1（利用料金）に規定する1の細目ごとに1のHTNet Cloudサービス契約を締結します。ただし、細目がない種別については、1の種別ごとに1のHTNet Cloudサービス契約を締結します。HTNet Cloudサービス契約者は、1のHTNet Cloudサービス契約につき1人に限ります。

(HTNet Cloud サービス契約申込の方法)

第6条 HTNet Cloudサービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

- (1) HTNet Cloudサービスの種別及び細目
- (2) その他HTNet Cloudサービス契約申込の内容を特定するための事項

(HTNet Cloud サービス契約申込の承諾)

第7条 HTNet Cloudサービス契約は、HTNet Cloudサービス契約の申込みに対して当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのHTNet Cloudサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) HTNet Cloudサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者がHTNet Cloudサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込者が第26条（提供停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、HTNet Cloudサービスの提供の停止を受けている、又は当社が行うHTNet Cloudサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) その他HTNet Cloudサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第8条 HTNet Cloudサービスについては、料金表第1表第1（利用料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 HTNet Cloudサービス契約者は、前項の最低利用期間内にクラウドサーバ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1（利用料金）に規定する額を一括して支払っていただきます。

(HTNet Cloud サービス契約内容の変更)

第9条 当社は、HTNet Cloudサービス契約者から請求があったときは、第6条（HTNet Cloudサービス契約申込の方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第7条（HTNet Cloudサービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(サービス利用権の譲渡禁止)

第10条 HTNet Cloudサービス利用権（HTNet Cloudサービス契約者がHTNet Cloudサービス契約に基づいてHTNet Cloudサービスの提供を受ける権利）は、譲渡することができません。ただし、別記2に定める場合は除きます。

(HTNet Cloud サービス契約者が行う HTNet Cloud サービス契約の解除)

第11条 HTNet Cloudサービス契約者は、HTNet Cloudサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社に書面により通知していただきます。

(当社が行う HTNet Cloud サービス契約の解除)

第12条 当社は、第26条（提供停止）の規定よりHTNet Cloudサービスの提供を停止されたHTNet Cloudサービス契約者が、その事実を解消しないときは、HTNet Cloudサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、HTNet Cloudサービス契約者が第26条（提供停止）第1項及び第2項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第26条（提供停止）の規定にかかわらず、HTNet Cloudサービスの提供停止をしないでHTNet Cloudサービス契約を解除することがあります。

3 当社は、HTNet Cloudサービス契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、HTNet Cloudサービス契約を解除することがあります。

4 当社は、前3項の規定によりHTNet Cloudサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめHTNet Cloudサービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

5 契約の解除によるHTNet Cloudサービス契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対しては、当社は損害賠償責任を含む一切の責任を負いません。

(その他の提供条件)

第13条 HTNet Cloudサービス契約に関するその他の提供条件については、別記1から4に定めるところによります。

第4章 契約者の義務

(利用に係るHTNet Cloudサービス契約者の義務)

第14条 HTNet Cloudサービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、HTNet Cloudサービスを利用しないこと。
- (2) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- 2 HTNet Cloudサービス契約者は、HTNet Cloudサービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無及びその他一切の紛争について、HTNet Cloudサービス契約者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。
- 3 HTNet Cloudサービス契約者は、HTNet Cloudサービスで使用するコンピュータプログラム等に係るライセンス許諾契約等を遵守するものとし、利用において発生する一切の紛争について、HTNet Cloudサービス契約者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。
- 4 当社は、前3項の規定によるほか、HTNet Cloudサービス契約者の行為が別記3に定める規定に該当する行為であると当社が判断した場合は、利用に係るHTNet Cloudサービス契約者の義務に違反しているものとみなします。
- 5 HTNet Cloudサービス契約者は、本条第1項及び第4項の規定に違反して当社設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 6 HTNet Cloudサービス契約者は、前5項の規定の適用については、HTNet Cloudサービス契約者がHTNet Cloudサービスを利用して提供するサービス等を利用する第三者の行為についても、HTNet Cloudサービス契約者が行ったものとして当社に対して責任を負っていただきます。
- 7 HTNet Cloudサービス契約者は、HTNet Cloudサービスを利用できなくなったと判断した場合には、HTNet Cloudサービス契約者の設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理及び改善の請求を行っていただきます。また、HTNet Cloudサービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がHTNet Cloudサービス契約者の設備にあった場合は、HTNet Cloudサービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただく場合があります。この場合、負担に要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(アカウント及びパスワードの管理)

第15条 HTNet Cloudサービス契約者は、HTNet Cloudサービスにて提供されるアカウント及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、もしこれらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えた場合には、HTNet Cloudサービス契約者はその損害を賠償するものとします。

- 2 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用等から生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 3 HTNet Cloudサービス契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
- 4 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的にパスワードを変更することがあります。パスワードを変更したときは、当社はHTNet Cloudサービス契約者に対しその旨を通知します。

(ソフトウェア等の管理)

第16条 HTNet Cloudサービス契約者は、HTNet Cloudサービスの提供に関し、サーバ装置に付随して当社が提供するコンピュータプログラム等のソフトウェア（以下、「ソフトウェア」といいます。）の利用について、以下の条件を守るものとします。

- (1) ソフトウェアを、HTNet Cloudサービスを利用する目的以外に使用しないこと。
 - (2) 当社の事前の承諾なくソフトウェアを複製しないこと。
 - (3) ソフトウェアを改変等しないこと。
 - (4) HTNet Cloudサービス契約により知り得たソフトウェアに関する全ての情報を第三者に漏洩しないこと。
 - (5) HTNet Cloudサービス契約者は、ソフトウェアを第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと。
 - (6) ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること。
 - (7) HTNet Cloudサービス契約の解除があったときは、当社がHTNet Cloudサービス契約者に提供しているソフトウェアをただちに消去すること。
 - (8) ソフトウェアの利用に関し、第35条（ソフトウェアの著作権等）の規定を遵守すること。
- 2 前項の規定に違反して、当社又は第三者に損害を与えた場合には、HTNet Cloudサービス契約者は、当社又は第三者に対し、損害を賠償するものとします。

(必要情報の提供)

第17条 HTNet Cloudサービス契約者は、HTNet Cloudサービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

(電子メールによる応答義務)

第18条 HTNet Cloudサービス契約者は、常に当社からの電子メールが、HTNet Cloudサービス契約者が届けた連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答を行うこととします。

2 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

(技術基準の維持)

第19条 HTNet Cloudサービス契約者は、当社が当社ホームページ等において定める技術的条件を遵守するものとします。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第20条 当社は、HTNet Cloudサービス契約者から請求があったときは、そのHTNet Cloudサービス契約について、次の場合を除き、料金表第1表第2（付加機能利用料）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したHTNet Cloudサービス契約者が、付加機能利用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等HTNet Cloudサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の最低利用期間)

第21条 付加機能には、最低利用期間を設ける場合があります。

- 2 前項の最低利用期間については、料金表第1表第2（付加機能利用料）に定めるところによります。
- 3 HTNet Cloudサービス契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の解約があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第2（付加機能利用料）に規定する額を一括して支払っていただきます。

(付加機能の解約)

第22条 当社は、次の場合には付加機能を解約します。

- (1) その付加機能の提供を利用しているHTNet Cloudサービス契約者から解約の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表第2（付加機能利用料）に規定する提供条件を満たさなくなったとき。
- (3) その他技術的条件等により当社が付加機能を提供できなくなったとき。

第6章 附帯サービス

(附帯サービス)

第23条 HTNet Cloudサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記5及6びに定めるものとします。

第7章 提供停止等

(利用の一時中断)

第24条 当社は、HTNet Cloudサービス契約者から請求があったときにおいて、当社のHTNet Cloudサービスの利用に支障をきたすと当社が認めた場合は、HTNet Cloudサービスの利用の一時中断（そのHTNet Cloudサービス契約に係る設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(提供中止)

第25条 当社は、次の場合には、HTNet Cloudサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社または他の事業者の設備の障害等の発生またはその防止のためにやむを得ないとき。
 - (3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、または、これらの行為が行われていると疑われるとき。
 - (4) 第27条(利用の制限)の規定により、HTNet Cloudサービスの提供を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりHTNet Cloudサービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことをHTNet Cloudサービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合当社は一切の責任を負いません。

(提供停止)

第26条 当社は、HTNet Cloudサービス契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、HTNet Cloudサービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 契約上の債務を履行しなかったとき。
 - (2) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷または重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。
 - (3) 金融機関等によりHTNet Cloudサービス契約者が指定した支払方法が使用することができなくなったとき。
 - (4) HTNet Cloudサービス契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、HTNet Cloudサービス契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき。
 - (5) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約等違反により契約を解除されたとき。
 - (6) 別記3に定めるHTNet Cloudサービスの禁止事項を行ったとき。
 - (7) その他、当社が不適切と判断するとき。
- 2 当社は、HTNet Cloudサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのHTNet Cloudサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったHTNet Cloudサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのHTNet Cloudサービスの提供を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第14条（利用に係るHTNet Cloudサービス契約者の義務）の第1項各号の規定に違反したとき、又は同条第4項の規定に該当するとき。
- 3 当社は、当社と複数のHTNet Cloudサービス契約を締結しているHTNet Cloudサービス契約者が、そのいずれかのHTNet Cloudサービス契約に係るHTNet Cloudサービスで第14条（利用に係るHTNet Cloudサービス契約者の義務）の第1項各号の規定に違反したとき又は同条第4項の規定に該当するときは、その全てのHTNet Cloudサービス契約に係るHTNet Cloudサービスの提供を停止することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定によりHTNet Cloudサービスの提供停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をHTNet Cloudサービス契約者に通知します。
- ただし、契約者が第14条（利用に係るHTNet Cloudサービス契約者の義務）の第1項各号の規定に違反したとき又は同条第4項の規定に該当するときであって、HTNet Cloudサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又はおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。
- 5 HTNet Cloudサービス契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下、同じとします）について、他の事業者等から異議申し立てがあり、そのHTNet Cloudサービス契約者の電子メールの転送を継続して行うことがサービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社はそのHTNet Cloudサービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。
- 6 HTNet Cloudサービスの提供停止により、HTNet Cloudサービス契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

(利用の制限)

第27条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、HTNet Cloudサービスの利用を制限する措置をとることがあります。また、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信

若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要なHTNet Cloudサービスの利用及び公共の利益のため緊急を要するHTNetクラウドサービスの利用を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関以外のものによるHTNet Cloudサービスの利用を制限する措置をとることがあります。この場合において、優先的に取り扱う内容は、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

| 機 関 名 |
|--|
| 気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記7に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関 |

2 HTNet Cloudサービス契約者が、当社サービスの提供、他のHTNet Cloudサービス契約者のサービスの利用または当社設備に著しい支障を及ぼし若しくは及ぼすおそれのある場合は、そのHTNet Cloudサービス契約者のサービスの利用を制限する場合があります。

（提供の廃止）

第28条 当社は、業務の都合によりやむを得ず特定のサービス種別、細目、付加機能、附帯サービス等の全部または一部を廃止することがあります。これにより、HTNet Cloudサービス契約者またはHTNet Cloudサービス契約者以外の第三者がなんらかの損害を被ったとしても当社は一切の責任を負いません。

第8章 料金等

(料金及び工事や手続き等に関する費用)

- 第29条 当社が提供するHTNet Cloudサービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する料金とし、当社が提供するHTNet Cloudサービスの態様に応じて、利用料及び付加機能利用料を合算したものとします。
- 2 当社が提供するHTNet Cloudサービスに係る工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費とします。
 - 3 HTNet Cloudサービス契約者はHTNet Cloudサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(申請手数料等)に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

(月額料金の支払義務)

- 第30条 HTNet Cloudサービス契約者は、そのHTNet Cloudサービス契約に基づいて当社がHTNet Cloudサービスの提供を開始した日(提供開始日については、当社から書面等により通知します。ただし、付加機能については、当社がその付加機能の提供を開始した日とします。)から起算して、その契約の解除又は付加機能の解約があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は解約があった日が同一である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金のうち月額で規定されているもの(以下「月額料金」といいます。)の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりHTNet Cloudサービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、HTNet Cloudサービス契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (2) 提供停止があったときは、HTNet Cloudサービス契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、HTNet Cloudサービス契約者は、次の場合を除き、HTNet Cloudサービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

| 区別 | 支払いを要しない料金 |
|--|---|
| HTNet Cloudサービス契約者の責めによらない理由により、そのHTNet Cloudサービス又は付加機能のみを全く利用できない状態(その契約に係る設備に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(サーバ装置に付随するコンピュータプログラムの瑕疵による場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時(24時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのHTNet Cloudサービス又は付加機能のみについての料金。 |

- 3 前2項の規定にかかわらず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

- 第31条 HTNet Cloudサービス契約者は、HTNet Cloudサービス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。
- ただし、工事の着手前にそのHTNet Cloudサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、HTNet Cloudサービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
 - 3 第1項の場合において、料金表第2表(工事に関する費用)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(料金の計算方法等)

- 第32条 料金の計算方法並びに料金及び工事や手続き等に関する費用の支払方法は、料金表通則に定める

ところによります。

(割増金)

第33条 HTNet Cloudサービス契約者は、料金及び工事や手続き等に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第34条 HTNet Cloudサービス契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

(ソフトウェアの著作権等)

- 第35条 HTNet Cloudサービスで使用するソフトウェア（オープンソースコード・ソフトウェアを含む）については、当社は販売を行うものではなく、現時点で一般に入手可能なものをHTNet Cloudサービス契約者に代わってインストールを行うものです。これらの各ソフトウェアの権利は各々の著作権者に帰属するものであり、当社はいかなる権利譲渡の代行を行うものではありません。ただし、当社が正式な契約に基づき入手し、納品されたソフトウェアについては、この限りではありません。
- 2 HTNet Cloudサービス契約者は、ソフトウェア等をHTNet Cloudサービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

(データ等の取り扱い)

- 第36条 HTNet Cloudサービスにおける当社のサーバ上のデータが、滅失、毀損、当社の責によらない漏洩、その他の事由により本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(OSの再インストール)

- 第37条 当社は、HTNet Cloudサービス契約者からの請求により、HTNet Cloudサービス契約者のディスク領域を利用開始時と同等の状態に初期化する作業を行います。HTNet Cloudサービス契約者は、この作業を行うことにより、それ以前に当該サーバのハードディスク内に蓄積されたデータ、ソフトウェア等は滅失することをあらかじめ了解の上、当社に請求するものとします。

(運用管理・データの利用等)

- 第38条 当社は、業務上必要な復旧、保守、確認作業等を目的として、HTNet Cloudサービス契約者の仮想装置、サーバ装置に管理者権限をもってログインできるものとします。また、当社はサーバ設備の故障又は停止の復旧等の設備保全、サービスの維持運営のため、契約ディレクトリ内のデータを確認し、または複写、複製することがあります。

(ソフトウェアの更新等)

- 第39条 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に提供するソフトウェア・プログラムについて、当社が必要と判断した場合に限り、バージョンアップや修正等の措置を実施できるものとします。

(データ・ソフトウェア等の消去)

- 第40条 当社は、HTNet Cloudサービス契約者の登録した情報等又はHTNet Cloudサービス契約者の管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合、又は第26条（提供停止）第1、第2、第3及び第5項のいずれかに該当するときは、HTNet Cloudサービス契約者に対し、何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、又は情報の転送もしくは配送を停止することがあります。
- 2 当社は、前項に基づく情報等の削除又は転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

(解除時のデータ・ソフトウェア等)

- 第41条 第11条（HTNet Cloudサービス契約者が行うHTNet Cloudサービス契約の解除）または第12条（当社が行うHTNet Cloudサービス契約の解除）によりHTNet Cloudサービス契約が解除された場合、当社はサーバ内のデータ、ソフトウェア等を削除します。これによるHTNet Cloudサービス契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第10章 保守

(修理又は復旧の順位)

第42条 当社は、当社の設置した設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第27条（利用の制限）の規定により優先的に取り扱われるHTNet Cloudサービスの利用を確保するため、次の順位に従ってその設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

| 順位 | 修理又は復旧する設備 |
|----|--|
| 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの |
| 2 | ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記7に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。） |
| 3 | 第1順位及び第2順位に該当しないもの |

2 当社は、当社の設置した設備を修理又は復旧するときは、暫定的にサーバ装置等を変更することがあります。

第 1 1 章 損害賠償

(賠償額)

第43条 当社の責めに帰すべき事由により、HTNet Cloudサービス契約者がHTNet Cloudサービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社がHTNet Cloudサービス契約者における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、HTNet Cloudサービスに係る料金表第1表(料金)に規定する月額料金(そのHTNet Cloudサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る月額料金)の基本額の暦日数分の1に利用不能の日数(24時間を1日とし、24時間を満つるごとに1日を加算します。)を乗じた額(円未満切り捨て)を当該月額料金から賠償します。ただし、当該月額料金を限度に減額します。

(免責)

第44条 第43条(賠償額)の規定は、HTNet Cloudサービス契約に関して当社がHTNet Cloudサービス契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社はHTNet Cloudサービス契約者、第45条(第三者利用)に規定する第三者、その他いかなる者に対してもHTNet Cloudサービスを利用した結果について、HTNet Cloudサービスの提供に必要な設備の不具合・故障等によってその結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は第43条(賠償額)の責任以外には、法律上の責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負わないものとします。また、HTNet Cloudサービス契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合には、本項は適用しません。

- 2 当社は、サーバ装置に付随するコンピュータプログラムの瑕疵に起因して発生する損害やサーバ装置に付随するコンピュータプログラムの利用及びサーバ装置に付随するコンピュータプログラムを当社が変更することに起因して発生する損害について、当社は第43条(賠償額の予定)の責任以外には一切の責任を負いません。また、HTNet Cloudサービス契約者が当社に請求してインストールしたOS等のコンピュータプログラムやHTNet Cloudサービス契約者が自らインストールしたコンピュータプログラムやデータ等が原因で発生する損害について当社は一切の責任を負いません。
- 3 HTNet Cloudサービス契約者が、HTNet Cloudサービスの利用にあたり、他の事業者から提供を受けている役務に起因してHTNet Cloudサービスが利用不能となった場合、当社はHTNet Cloudサービス契約者が被った損害について一切の責任を負いません。
- 4 当社は、この約款等の変更により、HTNet Cloudサービス契約者が設定もしくは設置したコンピュータプログラムの改造または変更(以下「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

(第三者利用)

第45条 HTNet Cloudサービス契約者は、HTNet Cloudサービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者にHTNet Cloudサービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社は一切の責任を負いません。

- 2 前項の場合において、HTNet Cloudサービス契約者は、当該第三者に対して、第4章(契約者の義務)に定めるHTNet Cloudサービス契約者の義務を遵守させなければならず、当該第三者が第4章(契約者の義務)に定めるHTNet Cloudサービス契約者の義務に違反した場合は、HTNet Cloudサービス契約者が違反したものとみなし、当社は、提供停止等の措置を取ることができるものとします。
- 3 第1項の場合において、HTNet Cloudサービス契約者はHTNet Cloudサービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うものとします。また、第三者より損害賠償等があった場合には、HTNet Cloudサービス契約者は、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。
- 4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対して支払った損害費用等をHTNet Cloudサービス契約者に請求できるものとします。

(利用責任)

第46条 HTNet Cloudサービスの利用に関連して、HTNet Cloudサービス契約者が他のHTNet Cloudサービス契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合またはHTNet Cloudサービス契約者が他の契約者若しくは第三者と紛争を生じた場合、HTNet Cloudサービス契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

- 2 HTNet Cloudサービス契約者が、HTNet Cloudサービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、HTNet Cloudサービス契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

(契約者情報の保護)

第47条 当社は、当社ホームページで公表する「個人情報保護方針」および「情報セキュリティ基本方針」に定めるところにより、HTNet Cloudサービス契約者にかかる情報(HTNet Cloudサービス申込時またはHTNet Cloudサービス提供中に、当社がHTNet Cloudサービス契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします)を適切に取り扱います。

第 1 2 章 雑則

(承諾の限界)

第48条 当社は、HTNet Cloudサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等、HTNet Cloudサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(特約条項等)

第49条 当社は、この約款に定めるところに係わらず、HTNet Cloudサービス契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）でHTNet Cloudサービスを提供することがあります。

この場合、当社とHTNet Cloudサービス契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

(法令に規定する事項)

第50条 HTNet Cloudサービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

別記

1 氏名等の変更

- (1) HTNet Cloudサービス契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、当社に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

2 HTNet Cloudサービス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりHTNet Cloudサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 HTNet Cloudサービスの禁止事項

HTNet Cloudサービス契約者は、HTNet Cloudサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社のHTNet Cloudサービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利、肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (3) 他人の財産を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (4) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (5) HTNet Cloudサービス契約者は、HTNet Cloudサービス利用の上でのみ知り得る情報を第三者に漏洩する行為。
- (6) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (7) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。
- (8) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (9) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為。
- (10) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為。
- (11) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為。
- (12) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (13) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為。
- (14) 無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為。
- (15) わいせつ、児童売買春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (16) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
- (18) 第三者のHTNet Cloudサービスの利用等に支障を与える方法あるいは態様においてHTNet Cloudサービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (19) 他人の設備等又はHTNet Cloudサービスの設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為。
- (20) 当社あるいは第三者の運用する設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用する設備に支障を与える方法あるいは態様においてHTNet Cloudサービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (21) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、及びそれに類似する行為又は関連するCGI等の設置。
- (22) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータプログラムをHTNet Cloudサービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (23) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (24) Webサイト若しくは電子メール等を利用する方法により、他人のID及びパスワード等の情報

- を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為。
- (25) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤルQ 2等の高額な通信回線に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータプログラムを配布する行為。
 - (26) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為。
 - (27) HTNet Cloudサービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
 - (28) 他人のIDあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。他人になりすましてHTNet Cloudサービスを利用する行為。
 - (29) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
 - (30) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為。
 - (31) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
 - (32) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為。
 - (33) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為。
 - (34) 画面上での対話の流れを妨害し又は他の利用者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
 - (35) 高負荷のCGI/SSIの稼働や、オンラインゲーム、2shotCHATの行為。
 - (36) 他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様においてHTNet Cloudサービスを利用する行為。
 - (37) その行為が前各号の何れかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為。
 - (38) その他公序良俗に違反し又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為。
 - (39) その他法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (注) HTNet Cloudサービス契約者が禁止事項に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第26条（提供停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

4 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて金沢地方裁判所又は金沢簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

5 ドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、HTNet Cloudサービス契約者から請求があったときは、そのHTNet Cloudサービス契約者に代わって日本レジストリサービス等（以下「JPRS等」といいます。）にドメイン名（JPRS等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）の割当て、変更若しくは廃止の申請手続き等を行います。この場合、HTNet Cloudサービス契約者はJPRS等に対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) 当社は(1)のドメイン名に係る申請手続きについて、「.jp」のトップレベルドメインに関して取り扱うものとします。
- (3) (1)の場合、HTNet Cloudサービス契約者は、料金表第3表第1（申請手数料）に規定する手数料を支払っていただきます。
- (4) HTNet Cloudサービス契約者は、その契約者回線においてドメイン名を利用している場合は、料金表第3表第2（ドメイン名維持管理料）に規定する独自ドメイン機能に係る料金を支払っていただきます。
- (5) 契約者は、ドメイン名を利用している場合において、HTNet Cloudサービス契約の解除又は付加機能の解約の申し出があった時は、そのドメイン名について、速やかに指定事業者（JPRS等に対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRS等が定めるものをいいます。以下この別記5において同じとします。）の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きにかかる請求をしていただきます。
- (6) (5)の場合において、一定期間経過後もなお指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名の廃止の申請手続きを行います。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。
- (7) (5)又は(6)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止が完了するまでの間にドメイン名の維持管理料の支払いを要する期日が到来した場合は、HTNet Cloudサービス契約者は、料金表第3表第2（ドメイン名維持管理料）に規定する料金を支払っていただきます。

6 サーバ証明書に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、HTNet Cloudサービス契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのHTNet Cloudサービス契約者に代わって、別に定める認証機関にそのHTNet Cloudサービスで使用

する特定のセキュリティープロトコル（以下「SSL」といいます。）に係るサーバ証明書（当社が別に定めるものに限りません。）について、取得及び更新の申請手続き等を行います。ただし、サーバ証明書の利用を開始できる日は、手続き等の都合に依存します。

- (2) (1)の場合、HTNet Cloudサービス契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第3表第3（サーバ証明書利用料）に規定するサーバ証明書利用料を支払っていただきます。
- (3) HTNet Cloudサービス契約者が(1)の規定により取得及び更新したサーバ証明書を利用している場合に、そのサーバ証明書を利用しているHTNet Cloudサービス契約の解除を行うときは、当社は、料金表第3表第3（サーバ証明書利用料）に規定するサーバ証明書利用料を返還しないものとします。

7 新聞社等の基準

| 区分 | 基準 |
|---------|--|
| 1 新聞社 | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者。 |
| 3 通信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社。 |

料 金 表

料金表目次

| | |
|----------|----|
| 通則 | 25 |
|----------|----|

第1表 料金

| | |
|------------------|----|
| 第1 利用料金 | |
| 1 適用 | 26 |
| 2 料金額 | 27 |
| 第2 付加機能利用料 | |
| 1 適用 | 28 |
| 2 付加機能の種類等 | 29 |

第2表 工事に関する費用

| | |
|---------------|----|
| 第1 工事費 | |
| 1 適用 | 34 |
| 2 工事費の額 | 35 |

第3表 附帯サービスに関する料金

| | |
|---------------------|----|
| 第1 申請手数料 | 37 |
| 第2 ドメイン名維持管理料 | 37 |
| 第3 サーバ証明書利用料 | 37 |

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、HTNet Cloudサービス契約者がそのHTNet Cloudサービス契約に基づき支払う料金は暦月に従って計算します。起算日は、暦月の初日とします。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日 HTNet Cloud サービスの提供の開始（付加機能の提供については提供の開始）があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日 HTNet Cloud サービス契約の解除（付加機能についてはその解約）があったとき。
 - (3) 暦月の初日に HTNet Cloud サービスの提供の開始（付加機能の提供については提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（付加機能についてはその解約）があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日 HTNet Cloud サービスの種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第30条（月額料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 前項の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。この場合、第30条（月額料金の支払義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 HTNet Cloudサービス契約者は、料金及び工事や手続き等に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
(注) 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6の規定にかかわらず、HTNet Cloudサービス契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金、工事に関する費用及び附帯サービスに関する料金について、HTNet Cloudサービス契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

- 9 第29条（料金及び工事や手続き等に関する費用）から第31条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金及び工事や手続き等に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜き価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。
(注) この料金表に表示する額は税抜き価格を表します。
- 10 9の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、HTNet Cloudサービス契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1表（料金）、第2表（工事に関する費用）並びに第29条（料金及び工事や手続き等に関する費用）から第31条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金
第1 利用料金
1 適用

| 区分 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|-------|---------|---|------------|---|-------|---|-------|---|-------|--|------|-----|-----|------|-----|------|-------|-----|-------|
| (1)種別等に係る料金の適用 | ア HTNet Cloudサービスには次表のとおり提供の形態による種別があります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビジネスタイプ</td> <td>1のサーバ装置において、1以上のHTNet Cloudサービス契約者に対してサービスを提供するもの。(ただし、イにおいて規程するXLコースについては、1のHTNet Cloudサービス契約者に対してサービスを提供します。)</td> </tr> </tbody> </table> | 種別 | 内容 | ビジネスタイプ | 1のサーバ装置において、1以上のHTNet Cloudサービス契約者に対してサービスを提供するもの。(ただし、イにおいて規程するXLコースについては、1のHTNet Cloudサービス契約者に対してサービスを提供します。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 種別 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ビジネスタイプ | 1のサーバ装置において、1以上のHTNet Cloudサービス契約者に対してサービスを提供するもの。(ただし、イにおいて規程するXLコースについては、1のHTNet Cloudサービス契約者に対してサービスを提供します。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | イ ビジネスタイプについては、次表のとおり提供の形態による細目があります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SSコース</td> <td>サーバ装置における中央処理装置の処理能力として、1の仮想処理能力を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>Sコース</td> <td>サーバ装置における中央処理装置の処理能力として、1の仮想処理能力を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>Mコース</td> <td>サーバ装置における中央処理装置の処理能力として、2の仮想処理能力を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>Lコース</td> <td>サーバ装置における中央処理装置の処理能力として、4の仮想処理能力を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>XLコース</td> <td>1のサーバ装置における1の中央処理装置の処理能力及び利用容量を500GBまでとする1の外部記憶装置を提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> | 細目 | 内容 | SSコース | サーバ装置における中央処理装置の処理能力として、1の仮想処理能力を提供するもの | Sコース | サーバ装置における中央処理装置の処理能力として、1の仮想処理能力を提供するもの | Mコース | サーバ装置における中央処理装置の処理能力として、2の仮想処理能力を提供するもの | Lコース | サーバ装置における中央処理装置の処理能力として、4の仮想処理能力を提供するもの | XLコース | 1のサーバ装置における1の中央処理装置の処理能力及び利用容量を500GBまでとする1の外部記憶装置を提供するもの | | | | | | | | | |
| | 細目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | SSコース | サーバ装置における中央処理装置の処理能力として、1の仮想処理能力を提供するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Sコース | サーバ装置における中央処理装置の処理能力として、1の仮想処理能力を提供するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Mコース | サーバ装置における中央処理装置の処理能力として、2の仮想処理能力を提供するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Lコース | サーバ装置における中央処理装置の処理能力として、4の仮想処理能力を提供するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| XLコース | 1のサーバ装置における1の中央処理装置の処理能力及び利用容量を500GBまでとする1の外部記憶装置を提供するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> HTNet Cloudサービス契約者はタイプ又はコースの変更を行うことができます。 仮想処理能力は、中央処理装置の処理能力を仮想的に表す単位であり、詳細については、当社ホームページ等において定めます。 本タイプの提供に係るDNS機能を標準で提供します。(標準で登録可能なゾーン数は、5までとします。)ただし、当社が提供するDNS機能が適切に動作しないことにより生じた損害については、一切の責任を負いません。また、当社が提供するDNS機能を予告なく変更する場合があります。このことにより生じた損害についても一切の責任を負いません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ ビジネスタイプについては、1の仮想装置における主記憶装置は、次表の利用容量にて利用することができます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>細目</th> <th>合計の下限</th> <th>合計の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">主記憶装置の利用容量</td> <td rowspan="5">1GBごとに</td> <td>SSコース</td> <td>512MB</td> <td>512MB</td> </tr> <tr> <td>Sコース</td> <td>1GB</td> <td>4GB</td> </tr> <tr> <td>Mコース</td> <td>2GB</td> <td>8GB</td> </tr> <tr> <td>Lコース</td> <td>4GB</td> <td>32GB</td> </tr> <tr> <td>XLコース</td> <td>要相談</td> <td>144GB</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 細目 | 合計の下限 | 合計の上限 | 主記憶装置の利用容量 | 1GBごとに | SSコース | 512MB | 512MB | Sコース | 1GB | 4GB | Mコース | 2GB | 8GB | Lコース | 4GB | 32GB | XLコース | 要相談 | 144GB |
| 区分 | 単位 | 細目 | 合計の下限 | 合計の上限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主記憶装置の利用容量 | 1GBごとに | SSコース | 512MB | 512MB | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | Sコース | 1GB | 4GB | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | Mコース | 2GB | 8GB | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | Lコース | 4GB | 32GB | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | XLコース | 要相談 | 144GB | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | <p>エ 1の仮想装置における外部記憶装置は、次表の利用容量にて利用することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>細目</th> <th>合計の下限</th> <th>合計の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">外部記憶装置 (基本ディスク) の利用容量</td> <td rowspan="5">10GBごとに</td> <td>SSコース</td> <td>20GB</td> <td>20GB</td> </tr> <tr> <td>Sコース</td> <td rowspan="3">40GB</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>Mコース</td> </tr> <tr> <td>Lコース</td> </tr> <tr> <td>XLコース</td> <td>500GB</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 外部記憶装置の単位は、10GBを100億バイトで計算した場合の数値です。</p> | 区分 | 単位 | 細目 | 合計の下限 | 合計の上限 | 外部記憶装置 (基本ディスク) の利用容量 | 10GBごとに | SSコース | 20GB | 20GB | Sコース | 40GB | / | Mコース | Lコース | XLコース | 500GB |
|-----------------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|---------|-------|------|------|------|------|---|------|------|-------|-------|
| 区分 | 単位 | 細目 | 合計の下限 | 合計の上限 | | | | | | | | | | | | | | |
| 外部記憶装置 (基本ディスク) の利用容量 | 10GBごとに | SSコース | 20GB | 20GB | | | | | | | | | | | | | | |
| | | Sコース | 40GB | / | | | | | | | | | | | | | | |
| | | Mコース | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | Lコース | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | XLコース | 500GB | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 利用料の適用 | HTNet Cloudサービスに係る仮想装置については、仮想装置ごとに、2(料金額)に規定する利用料を適用します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 仮想装置の最低利用期間に係る料金の適用 | <p>ア HTNet Cloudサービスの利用については、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間について、SSコースは、1のHTNet Cloudサービス契約ごとに、その利用を開始した日から起算して3ヶ月間、Sコース、Mコース、Lコース、およびXLコースは、1のHTNet Cloudサービス契約ごとに、その利用を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ ビジネスタイプのHTNet Cloudサービス契約者は、仮想装置の最低利用期間内にクラウドサービス契約の解除等により、仮想装置の利用を終了した場合は、仮想装置ごとに、最低利用期間満了までの残期間分の料金(利用を終了した仮想装置に係る2(料金額)に規定する「利用料」の額の残期間分とします。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、その解除等に要する額を減額して適用することがあります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 料金額(利用料[基本額])

(ア) ビジネスタイプ

① SS・S・M・Lコース

| 区分 | 単位 | 料金額[月額] (税抜価格) | |
|-----------------------|-----------|----------------|---------|
| 仮想装置の中央処理装置の処理能力に係るもの | 1の仮想装置ごとに | SSコース | 7,000円 |
| | | Sコース | 12,000円 |
| | | Mコース | 24,000円 |
| | | Lコース | 45,000円 |

②XLコース

| 区分 | 単位 | 料金額[月額] (税抜価格) |
|--|---------|----------------|
| XLコースに係るもの | 1の装置ごとに | 220,000円 |
| 備考 HTNet Cloudサービスを提供する設備構成にかかわらず、利用料は同一の料金額を適用します。 | | |

第2 付加機能利用料

1 適用

| 区分 | 内容 |
|--------------------|--|
| (1) 付加機能の利用 | 当社に付加機能の利用を請求したHTNet Cloudサービス契約者は、2(付加機能の種類等)に定めるところにより付加機能を利用することができます。 |
| (2) 付加機能利用料の適用 | HTNet Cloudサービスに係る付加機能について、2(付加機能の種類等)に規定する料金額を適用します。 |
| (3) 最低利用期間に係る料金の適用 | <p>ア 2(付加機能の種類等)に定める特定サービス接続機能及びインターネットVPN終端機能については、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間について、SSコースは、当該付加機能の提供を開始した日から3ヶ月間、Sコース、Mコース、Lコース、およびXLコースは、当該付加機能の提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 当該付加機能の提供を受けるHTNet Cloudサービス契約者は、最低利用期間内に当該付加機能の解約があった場合は、2ヶ月分の料金(利用を終了した当該付加機能に係る2(付加機能の種類等)に規定する料金額の2ヶ月分とします。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、その解除等に要する額を減額して適用することがあります。</p> |

2 付加機能の種類等

| 区分 | | 単位 | 料金額[月額] (税抜価格) |
|--------------------------|--|---|----------------|
| 主記憶装置の利用容量の追加機能 | 主記憶装置の利用容量を追加する機能をいいます。 | 1GBごとに | 3,000円 |
| | 備考 ア 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に限り、本機能を提供します。 イ 利用できる主記憶装置の利用容量は、第1(利用料金)1(適用)に規定する各コースの合計の下限から合計の上限までとします。 ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。 オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 | | |
| 外部記憶装置(基本ディスク)の利用容量の追加機能 | サーバ装置に内蔵される外部記憶装置(基本ディスク)の利用容量を追加する機能をいいます。 | S、M、Lコースのうち、契約している外部記憶装置の利用容量が120GB以下の場合 10GBごとに | 1,000円 |
| | | S、M、Lコースのうち、契約している外部記憶装置の利用容量が120GB以上の場合 10GBごとに | 800円 |
| | 備考 ア 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に限り、本機能を提供します。 イ 利用できる外部記憶装置の利用容量は、第1(利用料金)1(適用)に規定する各コースの合計の下限から合計の上限までとします。 ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。 オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 | | |

| | | | |
|--------------------------|---|--|--------|
| 外部記憶装置(外部ディスク)の利用容量の追加機能 | 外部記憶装置(基本ディスク)に接続される外部記憶装置(外部ディスク)の利用容量を追加する機能をいいます。 | 10GBごとに | 500円 |
| | 備考 | <p>ア 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に限り、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>ウ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、イの規定は適用しません。</p> <p>エ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> | |
| バックアップ機能 | サーバ装置に内蔵される外部記憶装置(基本ディスク)に蓄積された電子データのバックアップ等を行う機能をいいます。 | S、M、L、XLコースのうち、1の契約ごとに | 2,000円 |
| | | S、M、L、XLコースのうち、バックアップ用基本ディスク10GBごとに | 500円 |
| | 備考 | <p>ア 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に限り、本機能を提供します。</p> <p>イ ユーザーバックアップ機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ウ 本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>エ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。</p> <p>カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> | |

| | | | |
|------------------|---|-------------------------|------------------------|
| 基本ソフトウェア(OS)提供機能 | 基本ソフトウェア(OS)を提供する機能をいいます。 | 1の機能ごとに | 当社ホームページ等に定めるところによります。 |
| | 備考 ア 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に限り、本機能を提供します。 イ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 ウ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、イの規定は適用しません。 エ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 | | |
| ファイアウォール機能 | HTNet Cloudサービス契約者による設定に基づいて、接続する通信を制限する機能をいいます。 | 1の機能ごとに | 3,000円 |
| | 備考 ア 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に限り、本機能を提供します。 イ 1のHTNet Cloudサービス契約者が複数のHTNet Cloudサービス契約を結ぶ場合には、1のファイアウォール機能のみ提供します。よって、複数のファイアウォール機能を必要とする場合には、本機能を追加する必要があります。 ウ ファイアウォール等に関わる細目事項については、当社が別に定めるところによります。 エ 本機能は、ファイアウォールとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 カ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、オの規定は適用しません。 キ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 | | |
| 仮想LAN(VLAN)機能 | 1つの仮想LAN数を超える仮想LANを提供する機能をいいます。 | 1の機能ごとに (1の仮想LANごとに) | 3,000円 |
| | 備考 ア 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に限り、本機能を提供します。 イ 本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。 オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 | | |

| | | | | |
|-------------------------|--|---|--|---------|
| 特定サービス 接続機能 | 特定サービス(イーサネット通信網サービス (HTNet Ether)契約約款に規定するイーサネ ット通信網サービスとします。以下この欄におい て同じとします。)と接続する機能をいいます。 | | 1の機 能ごと に | 20,000円 |
| | 備考 | <p>ア 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に限り、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、特定サービス(イーサネット通信網サービス(HTNet Ether)契約約款に規定するイーサネット通信網サービス)の契約者に限り提供します。</p> <p>ウ 本機能には、最低利用期間があります。SSコースは、本機能の利用を開始した日から3ヶ月間、Sコース、Mコース、Lコース、およびXLコースは、本機能の利用を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>エ 本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>カ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、オの規定は適用しません。</p> <p>キ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> | | |
| インターネット VPN 終端機 能 | インターネットVPN(インターネットを利用した 拠点間暗号化通信)を構成するために必要な 暗号化通信を終端する機能をいいます。サー バを接続する拠点ごとに接続する単位を1セッ ションとする。 | | 1のセッ ションご とに | 10,000円 |
| | 備考 | <p>ア 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に限り、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、HTNet Cloudサービスを提供する仮想装置側の暗号化通信機能のみ提供します。</p> <p>ウ 本機能には、最低利用期間があります。SSコースは、本機能の利用を開始した日から3ヶ月間、Sコース、Mコース、Lコース、およびXLコースは、本機能の利用を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>エ 本機能は、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>カ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、オの規定は適用しません。</p> <p>キ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> | | |
| 仮想装置監視 機能 | 別に定める方法により仮 想装置の監視を行い、異 常を検知した場合に HTNet Cloudサービス契 約者に通知する機能をい います。 | 基本額 | Ping、URL監視から5 監視ポイントまで | 無料 |
| | | 加算額 | 基本額で指定する監 視ポイント以外に、 Ping監視、Port監視、 URL監視、の中から10 監視ポイントまで | 10,000円 |
| 備考 | <p>ア 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に限り、本機能を提供します。</p> <p>イ ビジネスタイプに係る仮想装置監視機能における監視の方法には、Ping監視、Port監視、URL監視があります。(ただし、基本額で提供する範囲は、Ping監視、URL監視であり、HTNet Cloudサービス契約者は、利用する監視の方法を5監視ポイントまで指定することができます。)</p> <p>ウ 仮想装置監視機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>エ 本機能は、監視機能として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>オ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>カ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、オの規定は適用しません。</p> <p>キ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> | | | |

| | | | | | | |
|------------|---------------------------------|--|--|------------|---------|--------|
| 運用代理機能 | 別に定める方法により仮想装置の運用を行う機能をいいます。 | 基本額 | 障害連絡 | 3メールアドレスまで | 無料 | |
| | | | 障害対応 | 再起動のみ実施 | | |
| | | 加算額 | 1ヶ月あたりの当社対応時間が5時間以内の場合 | | 30,000円 | |
| | | | 1ヶ月あたりの当社対応時間が5時間を超える場合で1時間ごとに(当社対応時間が1時間に満たない場合は1時間とみなします。) | | 5,000円 | |
| | 備考 | <p>ア 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に限り、本機能を提供しません。</p> <p>イ 本機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ウ 本機能は、運用機能として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>エ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。</p> <p>カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> | | | | |
| 負荷分散機能 | 別に定める方法によりサーバ装置の負荷分散を行う機能をいいます。 | 基本額 | 1Gbps共有型 | 3台まで | 20,000円 | |
| | | | 帯域占有型 | 別に算定する実費 | | |
| | | 加算額 | 3台以上利用する場合1台ごとに | | | 4,000円 |
| | | | オ負荷分散機能の | SSLアクセラレータ | 1ポートあたり | 無料 |
| | | | | Sorry ページ | 1ポートあたり | 1,000円 |
| 携帯キャリアフィルタ | 1ポートあたり | 1,000円 | | | | |
| | 備考 | <p>ア 当社は、HTNet Cloudサービス契約者に限り、本機能を提供しません。</p> <p>イ 本機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ウ 本機能には、本機能の利用を開始した日から起算して1年間の最低利用期間があります。</p> <p>エ 本機能は、運用機能として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>オ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>カ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、オの規定は適用しません。</p> <p>キ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> | | | | |

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

| 区分 | 内容 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|----|-------------------|--|-------------------|-------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--|---------------------------------------|---------------|--|
| (1) 工事費の適用 | <p>ア 工事費は、工事を要することとなるサーバ装置を含む当社設備等において行う1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 変更の場合の工事費は、変更後のタイプ等に対応するサーバ装置の設定に係る工事について適用します。</p> | | | | | | | | | | | | |
| (2) 工事の適用区分 | <p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="695 517 1426 1256"> <thead> <tr> <th data-bbox="695 517 970 555">工事の区分</th> <th data-bbox="970 517 1426 555">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="695 555 970 674">(ア) サーバ装置の設定に係る工事</td> <td data-bbox="970 555 1426 674">HTNet Cloudサービスの利用開始に伴うサーバ装置の設定等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="695 674 970 770">(イ) サーバ装置の変更に係る工事</td> <td data-bbox="970 674 1426 770">コース変更等及びサーバ装置の設定変更等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="695 770 970 938">(ウ) HTNet Cloudサービスの利用の一時中断に係る工事</td> <td data-bbox="970 770 1426 938">HTNet Cloudサービスの利用の一時中断の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="695 938 970 1122">(エ) 利用の一時中断をしたHTNet Cloudサービスの再利用に係る工事</td> <td data-bbox="970 938 1426 1122">HTNet Cloudサービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="695 1122 970 1256">(オ) 付加機能に係る工事</td> <td data-bbox="970 1122 1426 1256">付加機能の利用開始、変更解約等に伴うサーバ装置を含む当社設備の設定等の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> | 工事の区分 | 適用 | (ア) サーバ装置の設定に係る工事 | HTNet Cloudサービスの利用開始に伴うサーバ装置の設定等の場合に適用します。 | (イ) サーバ装置の変更に係る工事 | コース変更等及びサーバ装置の設定変更等の場合に適用します。 | (ウ) HTNet Cloudサービスの利用の一時中断に係る工事 | HTNet Cloudサービスの利用の一時中断の場合に適用します。 | (エ) 利用の一時中断をしたHTNet Cloudサービスの再利用に係る工事 | HTNet Cloudサービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。 | (オ) 付加機能に係る工事 | 付加機能の利用開始、変更解約等に伴うサーバ装置を含む当社設備の設定等の場合に適用します。 |
| 工事の区分 | 適用 | | | | | | | | | | | | |
| (ア) サーバ装置の設定に係る工事 | HTNet Cloudサービスの利用開始に伴うサーバ装置の設定等の場合に適用します。 | | | | | | | | | | | | |
| (イ) サーバ装置の変更に係る工事 | コース変更等及びサーバ装置の設定変更等の場合に適用します。 | | | | | | | | | | | | |
| (ウ) HTNet Cloudサービスの利用の一時中断に係る工事 | HTNet Cloudサービスの利用の一時中断の場合に適用します。 | | | | | | | | | | | | |
| (エ) 利用の一時中断をしたHTNet Cloudサービスの再利用に係る工事 | HTNet Cloudサービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。 | | | | | | | | | | | | |
| (オ) 付加機能に係る工事 | 付加機能の利用開始、変更解約等に伴うサーバ装置を含む当社設備の設定等の場合に適用します。 | | | | | | | | | | | | |
| (3) 工事費の減額適用 | <p>当社は、上記の(1)工事費の適用の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p> | | | | | | | | | | | | |
| (4) 工事費の適用除外 | <p>ア 当社は、上記の(1)工事費の適用の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費を適用除外することがあります。</p> <p>イ 付加機能の解約に係る工事について、HTNet Cloudサービス契約の解除と同時に行う場合には、2(工事費の額)の規定係わらず、付加機能の解約に係る工事費の支払いを要しません。</p> <p>ウ 付加機能のみの解約に係る工事については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、付加機能の解約に係る工事費をいただかない場合があります。</p> | | | | | | | | | | | | |

2 工事費の額

2-1 サーバ装置の設定、変更、一時中断に係るもの

①SS、S、M、L、XLコース

| 工事の種類 | 単位 | 工事費の額（税抜価格） |
|---|---------|-------------|
| サーバ装置の設定に係る工事 | 1の工事ごとに | 50,000円 |
| サーバ装置の変更に係る工事 | | 10,000円 |
| HTNet Cloudサービスの利用の一時中断に係る工事 | | |
| 備考 1 コースを変更する場合には、変更先のコースに係るサーバ装置の変更に係る工事費を適用します。 2 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 3 HTNet Cloudサービスの利用の一時中断に係る工事費については、再利用に係る工事費を含むものとします。 | | |

2-2 付加機能に係るもの

| 工事の種類 | | 単位 | 工事費の額 (税抜価格) |
|--|----------------------------|---------|--------------|
| 付加機能 の利用開始、変更 に係る工事 | 主記憶装置の利用容量 の変更 | 1の工事ごとに | 10,000円 |
| | 外部記憶装置(基本ディ スク)の利用容量の変更 | | |
| | 外部記憶装置(外部ディ スク)の利用容量の変更 | | |
| | バックアップ機能 | | |
| | ファイアウォール機能 | | |
| | 仮想LAN(VLAN)機能 | | |
| | インターネットVPN 終端機能 | | |
| | 仮想装置監視機能 | | |
| | 当社DNSへのゾーンへの追加及び変更 | | |
| <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 付加機能の利用開始に係る工事については、サービスの提供の開始と同時に行う場合には、付加機能に係る工事費をいただかない場合があります。 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 仮想装置監視機能及び運用代理機能に係る工事費については、第1表第2(付加機能利用料)にて規定する加算額に係る工事に限り適用します。 当社DNSゾーンへのゾーン追加については、1の工事で10ゾーンまで登録可能です。なお、サービスの提供を開始した後に、標準提供する5ゾーン以内の設定内容を変更する場合においても上記工事費を適用します。 | | | |

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 申請手数料

(1) IPアドレス割当代行申請手数料

| 区分 | 単位 | 料金額(税抜価格) |
|-----------------|---------|-----------|
| IPアドレス割当代行申請手数料 | 1の申請ごとに | 3,000円 |

(注) 上記の手数料は、JPNIC等への手数料を含みます。

(2) JPドメイン名取得代行申請手数料

| 区分 | 単位 | 料金額(税抜価格) |
|-------------------------|---------|-----------|
| 属性型・地域型JPドメイン名取得代行申請手数料 | 1の申請ごとに | 5,762円 |
| 汎用JPドメイン名代行取得申請手数料 | 1の申請ごとに | 4,500円 |

(注) 上記の手数料は、JPRS等への手数料を含みます。

第2 ドメイン名維持管理料

| 区分 | 単位 | 料金額[月額] (税抜価格) |
|------------|------------|-------------------|
| ドメイン名維持管理料 | 1のドメイン名ごとに | 500円 |

第3 サーバ証明書利用料

| 区分 | 単位 | 料金額(税抜価格) |
|-----------|-------------|-----------|
| サーバ証明書利用料 | 1のサーバ証明書ごとに | 別に算定する実費 |

付則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成23年9月20日から実施します。

付則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払又は支払わなければならなかったHTNet Cloudサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。